

弁護士として、ご本人と話をしても、多くの場合、確かに障がいは「見えにくい」といえます。失語症が重くなければ会話はスムーズなことが多いし、マヒも目立たないことが少なくありません。「家や学校（職場）で困っていることはないですか」と聞かれて「大丈夫です」とか「別にありません」といった答えが返ってくることもあります。それでも、丁寧に、具体的に聞いてみると、困っていることが多いことがわかります。もちろん、ご本人に病識がないこともありますし、どう説明してよいかわからないこともあるでしょう。そこで大切なのはご家族からの情報です。ご家族はいつも近くでご本人を見ているし、医師も私たちも知らない事故や発病前の様子も知っています。

交通事故の補償を例にとると、後遺症の評価（等級）を受けるために必要な書類のなかに「日常生活状況報告」というものがあります。A3用紙1枚のもので、ご家族が本人の状態を5段階で評価するものです。私は、この書類を作るときには、詳しい聞き取りをして具体的なエピソードなどを記載した「別紙」を10枚以上付けています。もちろん主治医やリハビリスタッフにもお話を聞きます。そうすると、よく見えなかったご本人の障がいの特性や生活の困難などがだんだん見えてくるのです。それを、後遺症の評価を行う自賠責保険や裁判所に伝え、説得することが弁護士の大切な仕事の一つです。

このように、ご本人の特性について理解を深め、注意して接すれば、それまで見えなかった高次脳機能障がいも私たちにも「見えてくる」のです。そうしてはじめて、裁判所にも正しい判断をしてもらえます。裁判所はなんでも「証拠」ですから、「高次脳機能障がいは「見えない障がい」なのだから、証拠が不十分でも後遺症が重いことを認めてください」と求めてもそれは無理です。なんとかして「見える」ようにしなければならないのです。

今回は、「高次脳機能障がいと後遺障害等級認定」についてお話しします。

#### 今月の無駄な一枚 「せんとくん」

奈良は私の第二の故郷です。「せんとくん」は奈良遷都1300年を記念して誕生した奈良のゆるキャラですが、伝統工芸品になるとゆるさは完全に失われ、ややブキミです。値段もかわいげがありません。



こちらが本家。明らかに子どもです。

鹿の角が痛そうですが

かわいいですね。

